



今のうちに**対応**したい!!

軽減税率・インボイス方式

増税：平成31年10月～

区分記載請求書等保存方式：平成31年10月～
適格請求書等保存方式：平成35年10月～

対応はお済みですか？

対応に困る軽減税率・インボイス

ワースト3

※弊社独自調べ

第1位

インボイス

明細単位の
消費税計算の廃止

第2位

軽減税率

インボイス

商品ごとの税率設定
(仕入と売上で税率が異なる場合もある)

第3位

軽減税率

インボイス

請求書様式の変更
(旧8%と軽減8%の区別の可能性あり)

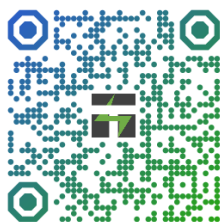
システム設計を根本から
見直す必要があるかも?!

栃木シンコーがまるっと解決します!!

栃木シンコーは軽減税率対策補助金の指定事業者です

■お問い合わせ先
株式会社 栃木シンコー

本社：〒328-0011 栃木県栃木市大宮町2628-7
TEL：(0282)27-7738 FAX：(0282)27-6273
URL：<http://www.t-shinko.jp/>
MAIL：sale@t-shinko.jp



軽減税率対策 特設ページへ



当社は、プライバシーマーク及び
ISMSの取得企業です。

もう少し詳しく！

明細単位の消費税計算の廃止

平成35年10月から明細単位の消費税計算は廃止になります。

基本的には請求書単位の消費税に変更していく必要があります。

※制限付きで納品書単位での運用も可能

■消費税計算における明細単位・請求書単位の違い

日付	税抜金額	消費税額 (明細単位)	消費税額 (請求書単位)
11月1日	157	15	-
11月14日	157	15	-
11月25日	157	15	-
11月30日	157	15	-
合計	628	60	62

2円の違い

もう少し詳しく！

商品ごとの税率設定

平成31年10月から軽減税率制度が導入されます。

食料品・新聞など軽減税率対象品目の販売・仕入の際は8%として消費税計算が必要となり、実現するためには商品ごとに税率設定が必要になります。

■商品マスタの例

商品コード	0001
商品名	ミネラルウォーター
消費税区分	税抜
消費税率	軽減8%
端数処理	切り捨て
端数桁数	一元未満

任意の税率を指定可能

10%

軽減8%

8%

5%

もう少し詳しく！

請求書様式の変更

平成31年10月から「区分記載請求書等保存方式」(以降“区分記載方式”)が導入され、平成35年10月からは「適格請求書等保存方式」(以降“適格請求書方式”)が導入されます。

「適格請求書方式」が導入されるまでの経過措置として「区分記載方式」が用意されていますが、税率ごとに集計を行うことに変わりは無いため、今のうちから「適格請求書方式」に移行することを前提にシステム対応を行うことをおすすめします。

また、支払(明細)書を請求書代わりに利用している運用の場合、支払(明細)書を「適格請求書方式」に対応させる必要があります。

■適格請求書の例

適格請求書			
2023年12月30日分			
(株)〇〇御中			
登録事業者番号		1234567891012340	
住所		××市△△町5-6-7	
名称		(株)×××商店	
日付	品名	軽減税率分 8%適用	標準税率分 10%適用
12/1	米	5,400円	
12/2	牛肉	10,800円	
12/3	ペーパー		2,200円
合計		16,200円	2,200円
うち消費税額		1,200円	200円
合計請求額		18,400円	

法人番号の記載

税率ごとに区分して合計した対価の額(税込または税抜)・消費税額および適用税率